

役員を選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク（以下「この会」という）の定款第12条の規定に基づき、この会の役員構成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員構成)

第2条 各理事又は監事の構成について、当該理事、監事及びその配偶者、または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数が、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付則（2021年1月30日）

この規定は2021年2月1日から施行する。（2021年1月30日理事会決議）